

別表

中国ブロック突破・国体入賞支援事業 補助対象経費・補助基準額一覧

費目	項目	補助対象経費	補助基準額
旅費	運賃	指導者及び選手の運賃	【公共交通機関使用の場合】 鉄道、バス等の実費 (グリーン車等特別に付加された料金は対象外) 【個人車両使用の場合】 30円/km
	宿泊費	指導者及び選手の宿泊費	1人1泊 9,800円(夕・朝食代を含む)を限度とする実費 (夕・朝食が含まれていない場合は、夕食代:1,500円、朝食代:700円を限度とし、総額9,800円を限度とする)
需用費	消耗品費等	1 用紙代、資料のコピー代等 2 用具品の修理代 3 講習会の資料代 4 ボール等の用具品 5 テーピング、アイシング用具等の救急用品 6 熱中症予防のための水・スポーツドリンク、競技力向上のためのプロテイン、疲労回復を促進するアミノ酸	実費 (ただし、用具品については、1個(一式)当たり30,000円未満のものに限る。)
役務費	器具・用具運搬料	1 用具等の運搬に係る搬送代	実費
	保険料	2 指導者及び選手のスポーツ保険掛金	
使用料及び賃借料	会場使用料等	1 会場の使用料、有料道路の使用料、駐車場料金 2 車両(タクシー、レンタカー(ガソリン代を含む))の借上料 3 器具・用具の借上料 4 宿泊施設の借上料 5 大会への参加料	実費

注1) 1泊の宿泊費について、夕・朝食を複数人でとることにより一人ひとりの実費が明確にできない場合の補助基準額は、規定限度額に宿泊をする者の数を乗じて得た額を限度とする実費とする。

注2) ボール等の用具品は、特定個人に給与するものは不可とする。

注3) 消耗品等の総額は、原則として、各事業の総額の3分の1以内を限度とする。

注4) 事業計画において、県内旅費の計算に当たり、対象者や旅行の手段が特定できない場合、平均単価として1日3,300円で計算して差し支えない。

注5) 実績報告の際に添付する領収書等は、別紙1「支出を証明する書類について」とする。